

2020年7月

御中

全日本建設運輸連帯労働組合
中央執行委員長 菊池 進

「関西生コン事件」
憲法違反の保釈条件撤回を求める署名活動へのご協力をお願い

日頃の貴組織の活動に敬意を表します。また、当組合関西地区生コン支部に対する一連の弾圧事件について多大なご支援・ご協力をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

さて、先にご報告したとおり、2018年8月の不当逮捕から640日以上にわたり勾留されていた関西地区生コン支部の武建一委員長と湯川副委員長がようやく保釈されました。これですべての組合員が保釈されたこととなります。しかし、保釈にあたって裁判所は、武委員長と湯川副委員長のみならず多くの組合役員に対して、①関西地区生コン支部の組合事務所や関係施設に一切立ち入ってはならない、②組合員同士が面接、電話、文書、メール、その他一切接触してはならないなどとする保釈許可条件をつけています。

このため、かれらは保釈されたとはいえ、組合の執行委員会や中央委員会などの機関会議、また日常的な組合活動に一切参加することができず、組合員と会うことすらできない状態を強いられています。政治的軟禁状態といっても過言ではありません。

このような保釈許可条件が、団結権・団体行動権を保障する憲法28条に違反するとともに、ILO（国際労働機関）結社の自由委員会の先例法理（注）にも違反するものであることは明白です。この保釈許可条件そのものが、一連の弾圧事件が関西地区生コン支部の弱体化を目的として仕組まれたことを示しています。

この保釈許可条件を早期に撤回させ、かれらの組合活動の自由を取り戻すために、下記要領で大津地方裁判所と和歌山地方裁判所に対する要請署名活動にとりくむことにしました。

ご多忙のところ恐縮ですが、最大限のとりくみをお願いします。

記

1. 署名の趣旨 組合事務所への立ち入り、及び組合員同士の接触を禁じる保釈許可条件の撤回を要請する団体署名（別紙）
2. 署名の宛先 大津地方裁判所と和歌山地方裁判所（署名用紙は1枚です。）
3. 署名の集約 7月末日（第1次）、8月10日（第2次＝最終集約）
<送付先>
〒111-0051
東京都台東区蔵前3-6-7 蔵前イセキビル4階
全日本建設運輸連帯労働組合
4. 署名の提出 8月下旬を予定しています。

以上

注：「その人の属する労働組合が活動し、またその人が通常の労働組合活動を行っている区域への立入禁止を伴って、人の移動の自由を限られた区域に制限することは、結社の自由の正常な享受、及び、労働組合活動を行う権利の行使に合致しない。」（ILO先例集より）